

②【訂正請求の状況(処分の状況)】

(期限の特例を適用して行った処分に係るもので)期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに決定されなかった理由
琉球大学	①診療録の全て(平成12年6月12日付及び平成12年8月25日付患者の診療情報申請書に対して、平成12年6月21日及び平成12年9月18日付で琉球大学医学部附属病院長が「診療情報提供書について」提出したもの) ②平成12年6月22日付で提出した診療情報提供書の写し(紹介状)	H17.10.31	H17.11.30	H19.5.30	546日	診療録については、基本カード等の診療記録を膨大な関係資料から探索しなければならず、確認作業に相当な時間を要してしまった。紹介状についても、カルテとの整合が必要なため、決定が遅れてしまった。
	琉球大学医学部附属病院が沖縄基金に平成17年9月診療分診療報酬請求で再請求された、患者の平成11年9月診療分から平成12年2月診療分の診療報酬明細書	H18.7.3	H18.8.2	H19.5.30	301日	診療報酬明細書は、診療録(カルテ)に基づいて算定されるが、診療録についても訂正請求があり、診療記録の確認作業に時間を要してしまったため、診療報酬明細書についても決定が遅れた。
	2000年9月20日付で琉球大学医学部附属病院長に患者が提出した「デンタルフィルムの『紛失』の件について」という文書に対して、琉球大学医学部附属病院長が平成12年9月29日付で患者に回答した「文書による問い合わせについて」	H18.7.25	H18.9.23	H19.5.30	249日	平成12年9月29日付け琉球大学医学部附属病院長が患者に回答した「文書による問い合わせについて」の記載事実に誤りがある旨の患者からの指摘に対し、当時治療を行い、カルテに記載した歯科医師数名が転出しており、指摘の記載事実について確認が十分にできず、時間を要した。また、当該文書を訂正することにより、カルテ及びレセプトとの整合も確認する必要があり、他の関連文書とともに訂正決定が遅れた。
	琉球大学医学部附属病院医事課長が平成13年8月8日で患者に送付した「領収書とレセプトの処置内容の相違について(回答)」	H18.11.6	H18.12.6	H19.5.30	175日	患者からの、領収書とレセプトの処置内容の相違指摘に対し、医事課長が患者に送付した「領収書とレセプトの処置内容の相違について(回答)」に誤りがあり、その文書の訂正を請求しているが、相違が指摘されている診療日(複数日)におけるレセプトの処置内容の確認には、カルテ記載事項との突合が必要であるため、その確認に時間を要した。また、診療報酬点数算定の訂正等に基づきレセプト及び領収書の過誤手続き及び返戻後修正が必要なことから、カルテ、レセプト及び領収書の3つの整合を確認した上で、訂正決定書を出すため、その調整にも時間を要し、期限を超えてしまった。

③【開示請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

今年度中に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	90日以内にできなかった特段の事情
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	開示された文書の不開示部分についての開示を求める異議申立て	H19.8.2	H19.12.28	148	郵政民営化に伴う開示請求等の機構への承継の事務等が輻輳していたため
	不開示とされた文書についての開示を求める異議申立て	H19.8.2	H19.12.28	148	郵政民営化に伴う開示請求等の機構への承継の事務等が輻輳していたため
	開示された文書の不開示部分についての開示を求める異議申立て	H19.8.2	H19.12.28	148	郵政民営化に伴う開示請求等の機構への承継の事務等が輻輳していたため
	開示決定に対する異議申立て	H19.12.20	H20.3.31	102	当該個人情報の調査等に時間を要したため
預金保険機構	本人の開示請求に対し特定会社によどのような問い合わせをしたかが分かる文書の不開示決定に関する件	H19.7.2	H19.10.5	95	開示手数料不払者への手続であるが、同時期に同一の不払者からの新たな開示請求及び異議申立てがなされ、これらに関する開示手数料支払いの有無の確認作業と本手続が集中したため
	本人の開示請求に対し特定会社によどのような問い合わせをしたかが分かる文書の不開示決定に関する件	H19.7.2	H19.10.5	95	開示手数料不払者への手続であるが、同時期に同一の不払者からの新たな開示請求及び異議申立てがなされ、これらに関する開示手数料支払いの有無の確認作業と本手続が集中したため
	本人の開示請求に対し特定会社によどのような問い合わせをしたかが分かる文書の不開示決定に関する件	H19.7.2	H19.10.5	95	開示手数料不払者への手続であるが、同時期に同一の不払者からの新たな開示請求及び異議申立てがなされ、これらに関する開示手数料支払いの有無の確認作業と本手続が集中したため

④【開示請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
郵便事業株式会社	東京中央郵便局において配達した配達記録郵便物の配達証(不存在)に対する異議申立て	H18.10.24	518	異議申立ての内容について不明な点が多く、確認に時間を要しているため。	

⑤【訂正請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

今年度中に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	90日以内にできなかった特段の事情
琉球大学	本人に係る診療録(平成11年9月16日～平成12年5月26日)および紹介状の一部訂正決定に対する異議申立て	H19.7.30	H20.3.31	245	異議申立て事案が集中し、担当部署の業務が繁忙であったため時間を要した。
郵便事業株式会社	本人に係る特定日の「電話対話聴取書」の不訂正決定に関する件	H19.1.9	H19.9.10	242	事務が輻輳したこと並びに事実関係の再確認及び処理方針の検討に時間を要したため
	本人に係る平成14年度の休暇経理簿の不訂正決定に関する件	H19.5.7	H20.1.15	249	事務が輻輳したこと並びに事実関係の再確認及び処理方針の検討に時間を要したため

⑥【訂正請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
琉球大学	琉球大学医学部附属病院医事課長が平成13年8月8日で本人に送付した文書の不訂正決定に対する異議申立て	H19.7.27	248	異議申立て事案が集中し、担当部署の業務が繁忙であったため時間を要した。	H20.7.9に諮問

⑦【利用停止請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

今年度中に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
郵便事業株式会社	本人に係る特定日の「電話対話聴取書」の利用不停止決定に関する件	H19.1.9	H19.9.10	242	事務が輻輳したこと並びに事実関係の再確認及び処理方針の検討に時間を要したため

⑧【利用停止請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
郵便事業株式会社	書留郵便物受領証、配達証、郵便追跡システム画面等の利用停止(利用停止)しないことの決定に関する件	H18.11.28	484	異議申立ての内容について不明な点が多く、確認に時間を要しているため。	
	書留郵便物受領証、配達証、郵便追跡システム画面等の利用停止(消去)しないことの決定に関する件	H19.2.26	396	異議申立ての内容について不明な点が多く、確認に時間を要しているため。	

⑨【開示請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	90日以内にできなかった特段の事情
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	不開示とされた文書についての開示を求める異議申立て	H19.9.10	H20.1.16	128	郵政民営化に伴う開示請求等の機構への承継の事務等が輻輳していたため
	不開示とされた文書についての開示を求める異議申立て	H19.10.15	H20.1.16	93	郵政民営化に伴う開示請求等の機構への承継の事務等が輻輳していたため
預金保険機構	預金保険機構において特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件(平成19年(独個)諮問第21号)	H19.7.25	H19.10.5	72	開示手数料不払者への手続であるが、同時期に同一の不払者からの新たな開示請求及び異議申立てがなされ、これらに関する開示手数料支払いの有無の確認作業と本手続が集中したため
	預金保険機構において特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件(平成19年(独個)諮問第22号)	H19.7.25	H19.10.5	72	開示手数料不払者への手続であるが、同時期に同一の不払者からの新たな開示請求及び異議申立てがなされ、これらに関する開示手数料支払いの有無の確認作業と本手続が集中したため
大阪大学	本人に係る人権・倫理委員会報告書の不開示決定(不存在)に関する件(平成19年度(独個)答申第22号)	H19.10.2	H19.12.6	65	平成19年10月1日付けの大阪外国語大学との統合に伴って、異議申立てについての裁決をする権限を有することになったが、大阪大学として改めて審理する必要がある、また、ほかにも処理すべき案件が多かったため

⑩【開示請求の状況(異議申立ての処理日数の状況)】

調査日現在、審査会の答申を受けて決定の準備中の事案のうち、答申を受けてからの経過日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	本人の定額貯金の解約につき、組織的犯罪処罰法第54条第1項の疑わしい取引の届出をした郵便局等が分かる文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H20.3.3	95	人事異動により承継前の旧公社担当者に確認できず、資料作成に時間を要したため。	平成20年6月中旬決定文書発出予定